

# Küste

勝浦市芸術文化交流センター

## 勝浦市芸術文化交流センターの利用について

### 1・愛称 Küste (キュステ)

※ドイツ語で「海岸」。響きが良く、Küste の『ü』がにっこり笑っている人にも握手している人にも見えます。

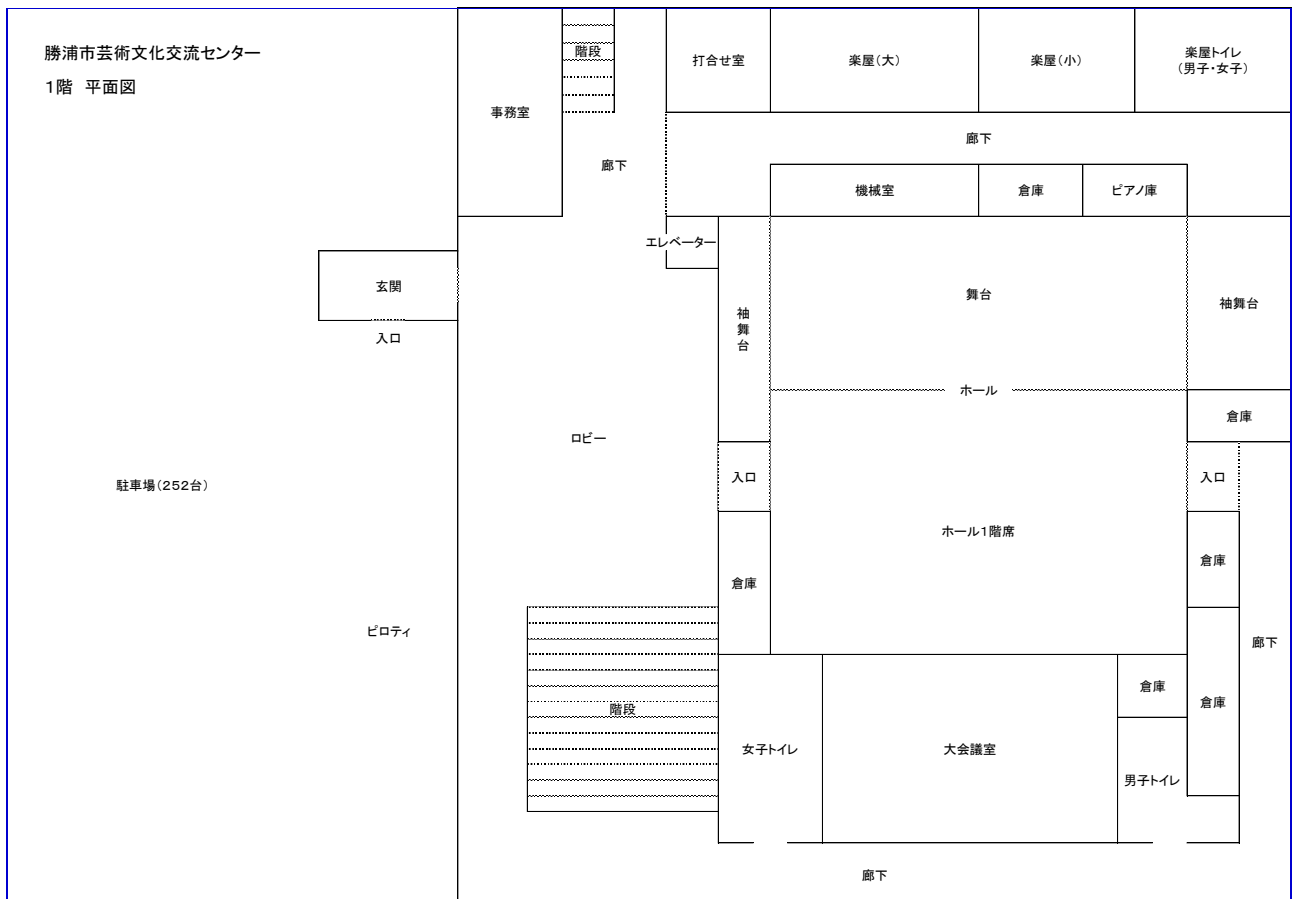
### 2・開館時間 午前9時～午後9時

### 3・休館日 12月29日～翌年1月3日

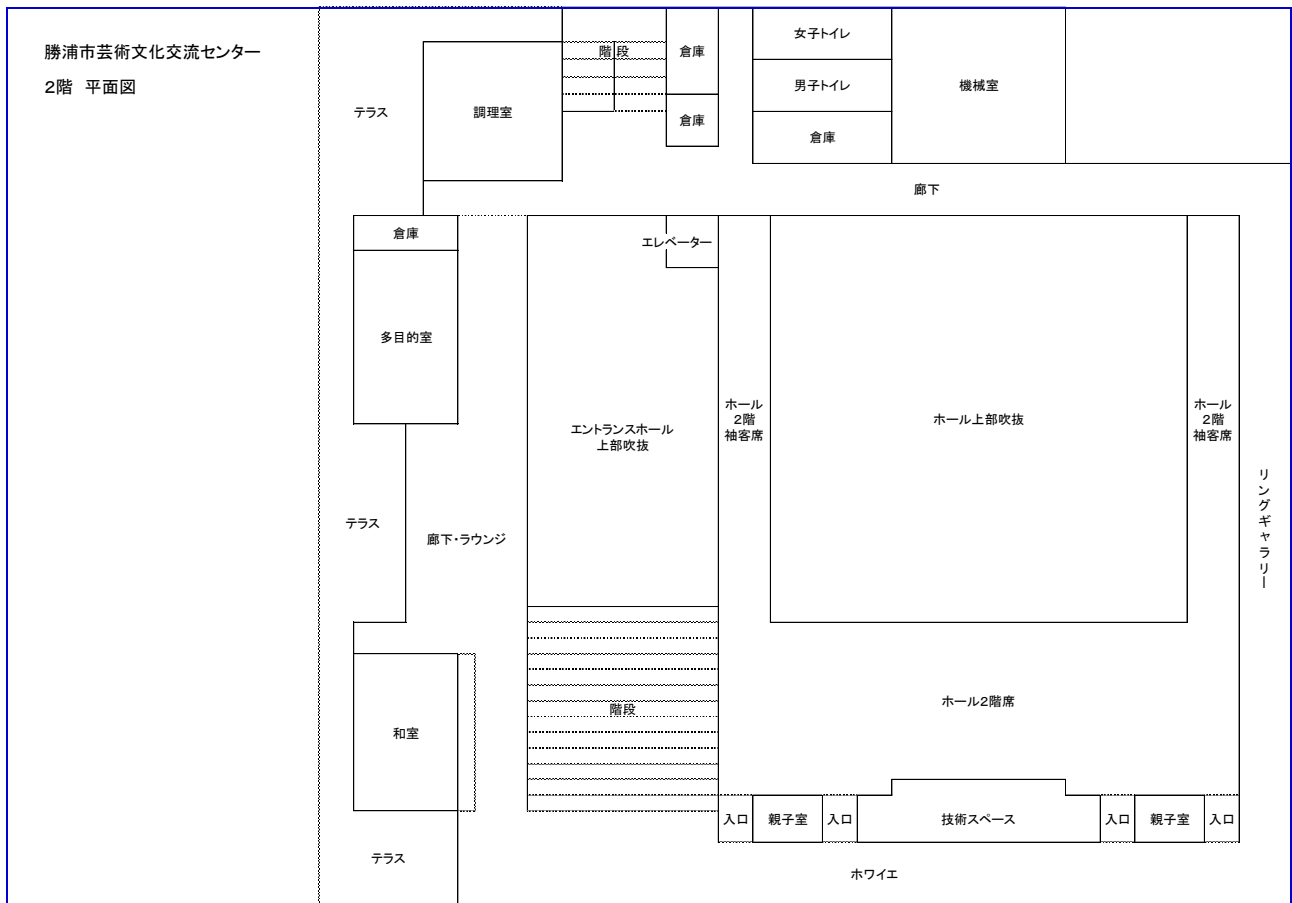
### 4・設置の目的 『市民の交流を促進し、芸術文化の振興に資する』

- 5・交流センターの業務
- ①市民の交流の促進
  - ②市民の文化、教養等の発展のための機会の提供
  - ③上に掲げるものの他、教育委員会が特に必要があると認める事業

### 6・交流センターの平面図



※ホール1階の客席は床下に収納し、1階部分を平土間(約22m×約26m)として使用可能です。



## 7. 貸出施設の概要

	面積		定員		主要設備内容	備考
	㎡	客席・舞台	人	席		
ホール	1,232	㎡	826	席	車いすスペース(2台)、親子室(2室)、美術バトン(3本)、スクリーン、映写機、照明設備、音響設備、ピアノ(1台)	大会議室と一体利用可
大会議室	178	㎡	96 (172)	人 (人)	長机、椅子、ホワイトボード、CD・BD・DVDレコーダー、スクリーン、ワイヤレスマイク、スピーカー	音響練習室 間仕切り可 (2部屋)
多目的室	84	㎡	25 (45)	人 (人)	長机、椅子、ホワイトボード	中会議室 (防音構造)
調理室	91	㎡	50 (90)	人 (人)	調理台(6台・ガスコンロ・ガスオープン)、テーブル、椅子	屋外テラスの利用可
和室	63	㎡	24 (43)	人 (人)	炉、床の間、座卓、座椅子	間仕切り可 (2部屋)
楽屋 (大・洋室)	77	㎡	36	人	化粧台、鏡、モニター、長机、椅子	間仕切り可 (2部屋)
楽屋 (小・和室)	58	㎡	22	人	鏡、モニター、和机、座卓、座椅子	間仕切り可 (2部屋)

※定員: 上段は机・椅子を設置した場合、下段( )書きは椅子のみを使用した場合。

下段の椅子のみを使用した定員は、上段の机・椅子を設置した場合の定員の1.8倍とした。

## 8・施設使用料

- 1)ホー ル（平日昼 5,000 円・平日夜 7,000 円・休日昼 6,000 円・休日夜 8,000 円）
  - 2)大会議室（昼 930 円・夜 1,240 円）
  - 3)多目的室（昼 500 円・夜 660 円）
  - 4)和 室（昼 470 円・夜 620 円）
  - 5)調 理 室（昼 570 円・夜 760 円）
  - 6)楽屋(大)（昼 500 円・夜 660 円）
  - 7)楽屋(小)（昼 470 円・夜 620 円）
  - 8)附属設備等(別紙参照)
- ※()内は1時間当たりの使用料  
※昼は 9:00～17:00、夜は 17:00～21:00  
※市外割増使用料、入場料徴収の場合の割増料金有り(別紙参照)

## 9・使用申請期間

- 1)ホール・大会議室・楽屋(大)・楽屋(小)は使用しようとする日の属する月の6ヶ月前から使用日の14日前までをお願いします。  
※1回当たりの予約時間は最大4時間とし、連続使用は3日までとします。(教育委員会が認める場合はこの限りではない)
- 2)多目的室・和室・調理室は使用しようとする日の属する月の3ヶ月前から使用日の3日前までをお願いします。  
※1回当たりの予約時間は最大4時間とし、連続使用は7日までとします。(教育委員会が認める場合はこの限りではない)

## 10・使用申請方法

- ホール・大会議室・楽屋(大)・楽屋(小)
    - 1)窓口・電話等による仮予約(使用月の6ヶ月前～使用日の14日前)  
※内容によっては使用申請前の事前打ち合わせをお願いします。  
使用の目的が交流センター設置の目的、業務に則さない場合は、使用を許可できないこともありますので、あらかじめご了承ください。
    - 2)使用申請書類提出(使用月の6ヶ月前～使用日の14日前)  
※交流センター窓口での提出をお願いします。
    - 3)許可の場合→使用料の連絡、不許可の場合→「不許可通知」の送付
    - 4)使用日の14日前までに使用料の支払い(「許可書」の発行)  
※附属設備の使用料は返却時に支払いをお願いします。
  - 多目的室・調理室・和室
    - 1)窓口・電話等による仮予約(使用月の3ヶ月前～使用日の3日前)  
※内容によっては使用申請前の事前打ち合わせをお願いします。  
使用の目的は交流センター設置の目的、業務の則さない場合は、使用を許可できないこともありますので、あらかじめご了承ください。
    - 2)使用申請書類提出(使用月の3ヶ月前～使用日の3日前)  
※交流センター窓口での提出をお願いします。
    - 3)許可の場合→使用料の連絡、不許可の場合→「不許可通知」の送付
    - 4)使用日3日前までに使用料の支払い  
※附属設備の使用料は返却時に支払いをお願いします。
- 連絡先及び施設の空き状況の確認については芸術文化交流センター(0470-73-1001)までお願いします。
- 施設の空き状況は市ホームページでも確認可能です。

## 11・使用料の減免

- 1)市又は教育委員会が主催又は共催するとき 全額免除
  - 2)市が設置する保育所、社会福祉、文化団体等が使用するとき 全額免除
  - 3)市内の社会教育、社会福祉、文化団体等が使用するとき 全額免除
  - 4)市又は教育委員会が後援するとき 2分の1免除
  - 5)教育委員会が特に必要と認めるとき 全額又は一部減免
- ※上記の規定に関わらず、営利を伴う入場料徴収、物販等を行う場合は全額免除できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 12. 使用許可の取り消し等

- 1)次の場合は、使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことがあります。
  - ①市条例及びこれに基づく規定に違反したとき。
  - ②偽り、その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
  - ③係員の指示に従わないとき。
  - ④その他、管理上時に必要があるとき。
- 2)使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことがあっても、その補償の責めを負いません。

## 13・利用上の注意

- 1)使用時間の厳守をお願いします。(使用時間には準備、後片付けの時間も含まれます。)
- 2)各施設の定員を超えての利用はできません。
- 3)交流センター内又は交流センター敷地内での寄附、金品の募集、物品の販売又は陳列をする場合は教育委員会の許可が必要です。(内容によっては不許可となる場合があります。)
- 4)ポスター、チラシ等の配布、掲示をする場合は教育委員会の許可が必要です。(内容によっては不許可となる場合があります。)
- 5)交流センター内は禁煙とします。
- 6)交流センターホール観客席内は飲食禁止とします。
- 7)交流センター内及び交流センター敷地内は飲酒禁止とします。
- 8)教育委員会の許可がない場合は、撮影及び録音禁止とします。
- 9)騒音・暴力等、他人への迷惑行為は禁止とします。
- 10)使用許可を受けた施設以外への立入禁止とします。
- 11)附属設備は使用許可を受けた施設の使用時間終了後、ただちに返却してください。
- 12)使用許可した施設を必要に応じて係員が立ち入ることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 13)危険物、動物(補助犬を除く)類の交流センター内への持込禁止とします。
- 14)その他、交流センター利用に関することは係員の指示に従ってください。

平成27年 1 月

勝浦市教育委員会

芸術文化交流センター

住所:千葉県勝浦市沢倉523番地1

電話:0470-73-1001

FAX:0470-73-0033

## 別表第1（第10条関係）

## 勝浦市芸術文化交流センター施設使用料

(単位:円)

区分			使用料（1時間あたりの額）					
施設	使用日	時間	基本使用料	市外割増 使用料	割増使用料			
					入場料徴収等の場合			
					1,000円未満	1,000円以上 2,000円未満	2,000円以上 3,000円未満	3,000円以上
ホール	平日	9:00～17:00	5,000	2,500	1,000	2,000	3,000	4,000
		17:00～21:00	7,000	3,500	1,400	2,800	4,200	5,600
	土・日 休日	9:00～17:00	6,000	3,000	1,200	2,400	3,600	4,800
		17:00～21:00	8,000	4,000	1,600	3,200	4,800	6,400
大会議室	—	9:00～17:00	930	465	—	—	—	—
		17:00～21:00	1,240	620	—	—	—	—
多目的室 楽屋(大)	—	9:00～17:00	500	250	—	—	—	—
		17:00～21:00	660	330	—	—	—	—
和室 楽屋(小)	—	9:00～17:00	470	230	—	—	—	—
		17:00～21:00	620	310	—	—	—	—
調理室	—	9:00～17:00	570	280	—	—	—	—
		17:00～21:00	760	380	—	—	—	—

## 備考

- (1)「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- (2)市外割増使用料とは、市外居住者又は市内に本社、支社、営業所等がない法人等が使用したときの使用料をいう。
- (3)ホールの使用料は、楽屋等の使用分を含む。
- (4)使用料の額は、基本使用料に割増使用料を加算した額とする。
- (5)入場料徴収等の場合において、入場料金等に段階のあるときは、その最高額を基準とする。
- (6)超過使用時間については、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。ただし、超過時間の端数が30分未満のときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満のときはこれを1時間として算定するものとし、使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

$$(\text{基本使用料} + \text{割増使用料}) \times \text{貸出時間} \times 1.2 \times \text{超過時間} = \text{超過使用料}$$

## 別表（第11条関係）

## 附属設備等使用料

（単位：円）

設備の種類	器具名	単位	使用料	備考
舞台設備	平台	1台	200	
	箱足	1個	100	
	木台	1個	100	
	開き足	1個	100	
	ひな段用蹴込	1式	300	
	上敷ゴザ	1枚	100	
	地がすり	1枚	500	
	バレエシート	1枚	500	
	緋毛氈	1枚	100	
	高座用座布団	1枚	100	
	金屏風	1双	1000	
	演台	1式	500	
	司会者台	1台	300	
	吊看板	1台	300	
	指揮者台	1台	300	
	指揮者譜面台	1台	200	
	演奏者譜面台	1台	100	
	演奏者用椅子	1脚	50	
コントラバス用椅子	1脚	100		
照明設備	調光装置	1式	2000	
	ピンスポットライト	1台	1000	
	LEDスポットライト	1台	200	
	フルカラーLEDカッタースポットライト	1台	200	
	フルカラーLEDバーライト	1台	200	
	照明スタンド	1台	100	
	フルカラーLEDカッタースポットライト用種板	1式	300	
音響設備	音響調整装置	1式	1500	
	ステージモニタースピーカー	1台	500	
	はねかえりスピーカー	1台	500	
	スピーカースタンド	1台	100	
	3点吊マイク装置	1式	1000	
	ワイヤレスマイク(ハンド型)	1本	500	
	ワイヤレスマイク(ボディパック型)	1本	500	
	ワイヤレスマイク(ラベリア型)	1本	500	
	ワイヤレスマイク(ヘッドウォーン型)	1本	500	
	ダイナミックマイク	1本	500	
	コンデンサマイク	1本	500	
	マイクスタンド	1台	200	
	CD・MDプレーヤー	1台	500	
ブルーレイ・DVDプレーヤー	1台	500		
映写設備	映写機	1台	3000	
	スクリーン	1式	1000	
楽器	ピアノ	1台	5000	調律は実費

注 この表における使用料とは、1日の1使用施設における1回分の使用料をいう。